

令和4年度 秋の狂犬病予防注射

犬の所有者には、法律により年1回の「狂犬病予防注射」と一生に1回の「登録」が義務づけられています！



月日	実施時間	実施場所
10月22日(土)	9:20 ~ 9:25	蛇沼やまびこ会館
	9:45 ~ 9:50	三戸地区生活改善センター
	10:05 ~ 10:15	猿辺支所
	10:30 ~ 10:35	杉沢バス停前
	11:00 ~ 11:05	斗川支所
	11:15 ~ 11:20	豊川ほうえい会館
10月23日(日)	11:30 ~ 11:45	図書館前
	9:10 ~ 9:30	松原集会所前
	9:35 ~ 9:50	久川町内会館
	9:55 ~ 10:00	元木平町内会館
	10:15 ~ 10:20	泉山あすなる会館
	10:30 ~ 10:35	梅内共選所前
	10:50 ~ 10:55	目時さわやか会館
	11:10 ~ 11:25	旧寺牛スタンド前
11:35 ~ 11:50	三戸町役場来客用駐車場	

期間中はどこの場所でも

予防注射と登録ができます。

- 🐾 新しく犬を飼った人、生後3カ月以上の子犬を飼っている人は、登録・注射を行ってください。
- 🐾 注射は公共の場所で行うので、犬のふんは飼い主が責任を持って処理してください。
- 🐾 飼い犬の死亡や譲渡があった場合は、役場住民福祉課にお知らせください。

●登録料 3,000 円

●注射料 3,300 円

(内訳：注射 2,750 円、注射済票交付手数料 550 円)

【問い合わせ先】 三戸町役場 住民福祉課
☎ 20-1151



～未来への承継～

経営者の皆さま、大切な会社やお店の**後継者**は決まっていますか？

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします。

親族内承継

従業員への承継

第三者への承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして、地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。

青森県知事 三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

- 親族内承継、従業員への承継、第三者への承継などに関するさまざまな相談
- 親族に後継者がおらず、廃業または会社やお店の譲渡を考えている人
- 後継者のいない会社を引き受けて事業を拡大したい人
- 後継者のいないお店を引き継いで創業したい人
- 具体的にどのように承継すればよいかわからない人
- 事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている人

～事業継承の相談をワンストップで～
青森県事業承継・引継ぎ支援センター
(公財) 21 あおもり産業総合支援センター内

TEL:017-732-1040

FAX:017-735-5777

E-mail:hikitsugi@21aomori.or.jp

相談無料 & 秘密厳守